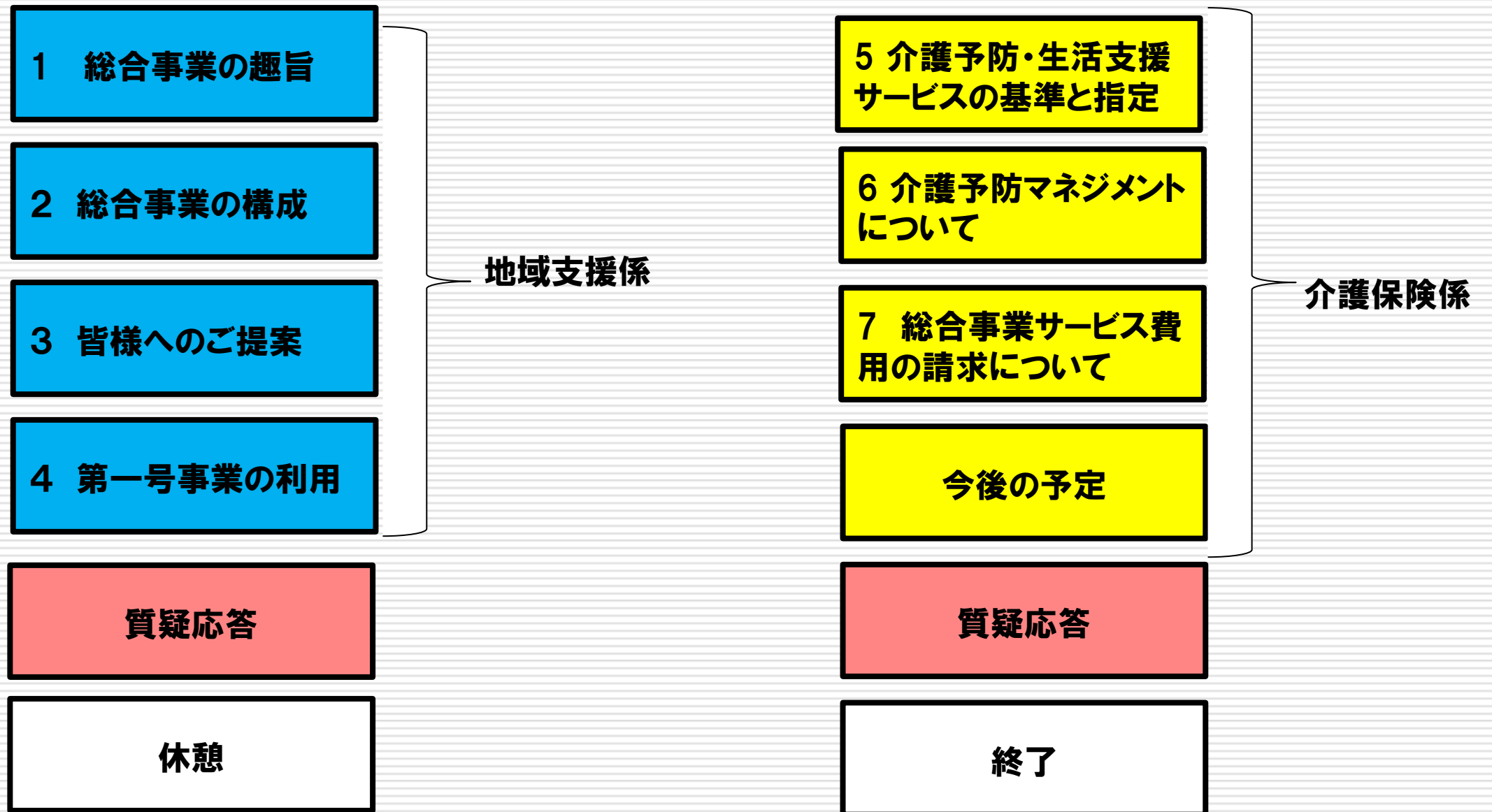

長久手市 介護予防・日常生活支援総合事業 事業者説明会

平成28年12月12日 長久手市役所長寿課

本日のスケジュール



1 新しい総合事業の趣旨

長久手市の新しい総合事業

高齢者をはじめとする市民のみなさんが、
**地域の中に役割と居場所を持って、いつまでも
いきいきと暮らすことができる支援をする事業**

現在

介護予防給付(要支援1、2)

訪問介護・通所介護

介護予防事業
(福祉の家での教室開催等)

開始後(H29.3から実施)

新しい総合事業

- ・専門職による訪問介護・通所介護(現行相当)
- ・**地域の集まり等において継続的に運動を行う仕組みづくり**
- ・**地域の支え合いにより軽度な困りごとを解決していく仕組み** など

長久手市の基本方針

「一人ひとりに役割と居場所があるまち」



一人ひとりに役割と居場所があるまち

役割

地域の絆

まちづくりの当事者意識

健康寿命の延伸

幸せが実感できるまち

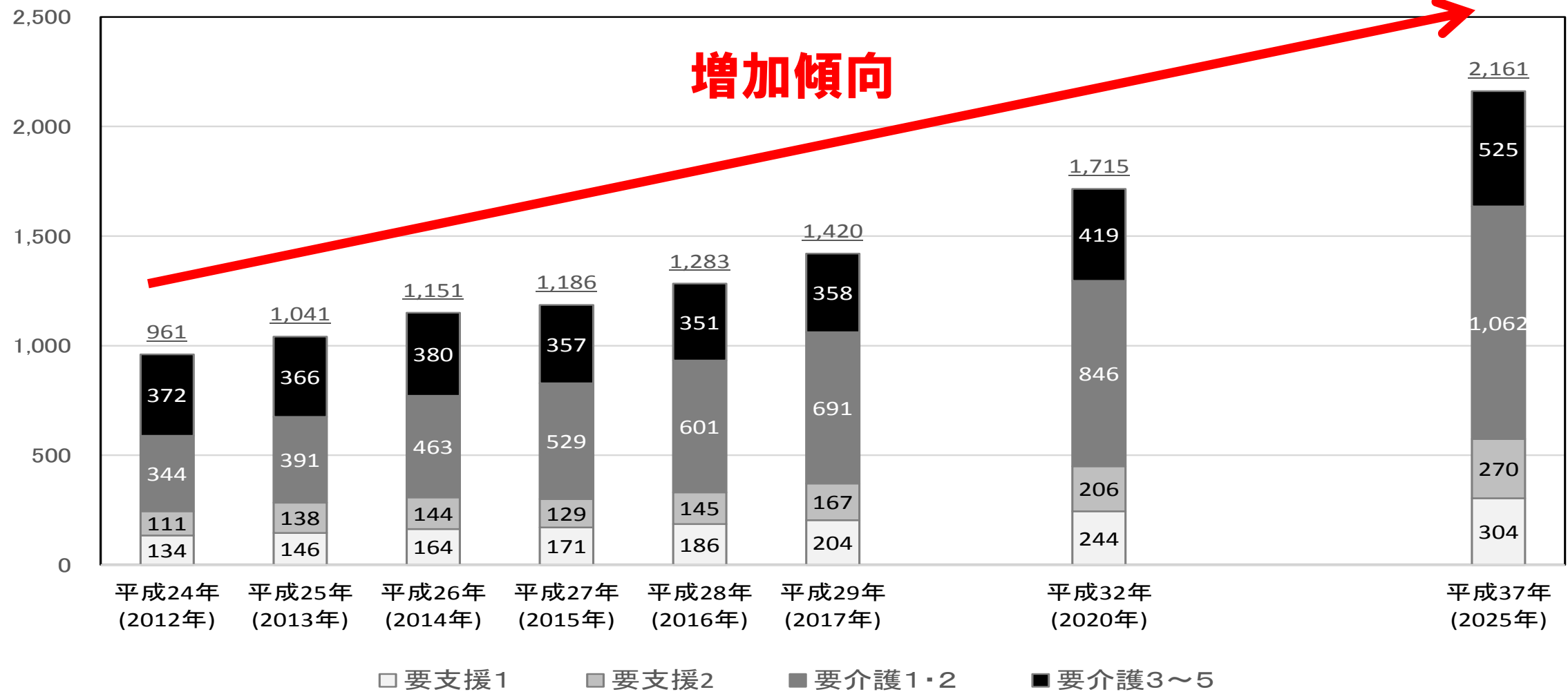
心はまはる
あまのこころ
あまのこころ

あまのこころ
あまのこころ
あまのこころ

あまのこころ
あまのこころ
あまのこころ

長久手市の要介護・要支援認定者数

要介護度別 実績と推計



資料:長久手市第7次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画

○認定者数は、2025年には現在の2倍、2050年頃には4倍に達する可能性も！

新しい総合事業を推進する理由

- 社会保障費が財政を圧迫している。画一的な仕組みだけでは、社会保障費を抑えられず介護保険制度の維持が難しくなっている。
- これからの少子高齢化・人口減少の時代においては、できる限り自分自身で健康を維持し、地域での支え合いによって助け合う社会にしていかなければならない。
- 市民や事業者等が持っている意欲や創意工夫を最大限に活かして、さまざまなサービスが創出される支援をしていく必要がある。

総合事業 3つのポイント

- ①市民等が主体の介護予防等を推進することにより、一人ひとりが役割と居場所を持ち、人のつながりを活性化。
- ②行政はサービスを創出するのではなく、市民等が主体のサービス創出を支援。
- ③要支援認定者相当の方は、現行訪問介護、通所介護サービスを引き続き利用可能。
(→平成30年度に向けて継続して検討)

2 新しい総合事業の構成

長久手市 介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の体系

<現行>

介護保険制度

<移行後(総合事業H29.3から実施)>

【財源構成】

- 国 25%
- 都道府県 12.5%
- 市町村 12.5%
- 1号保険料 22%
- 2号保険料 28%

地域支援事業(市町村が実施)

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

- 訪問看護、福祉用具等
- 訪問介護、通所介護

介護予防事業

- 二次予防事業
- 一次予防事業(一般高齢者)

(※その他、一般会計から
ワコインサービス等に移行)

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
 - ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

現行と同様

総合事業に移行

充実

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

介護予防・日常生活支援総合事業

- 現行相当 訪問介護、通所介護(第一号事業)
- 地域いきいき事業(一般介護予防事業)
 - ・地域介護予防活動の支援(講師派遣等)
 - ・市民協働による介護予防教室の実施
 - ・支え合いの生活支援拡大(ワコインサービス改善)

包括的支援事業 H30.4までに全市町村が実施

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携の推進**
(連携センターの設置等)
- **認知症施策の推進**
(認知症初期集中支援チーム等)
- **生活支援サービスの体制整備**

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業(**食の自立支援事業等**)

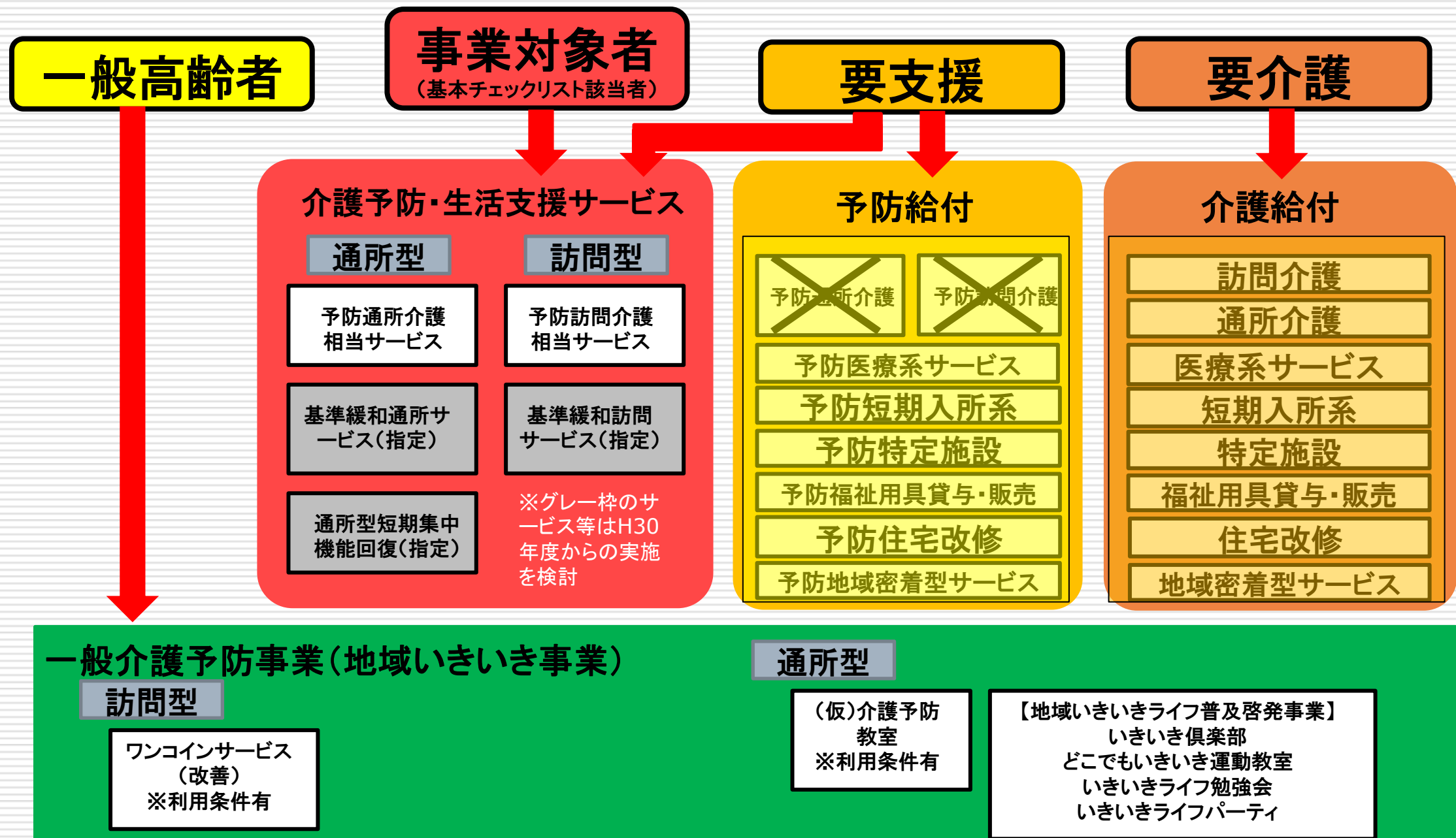
上限なし

上限(基前年額×75歳伸び率)

上限額(基基準額×65歳人口)

【総合事業 H29.3~】

総合事業の全体構成



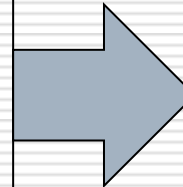
【総合事業 H29.3～】

従来事業の課題を受けた総合事業での事業方針

【現状の課題】

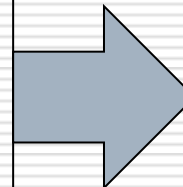
【事業方針】

ワンコインサービス(市民主体の生活支援)
行政が制度の範囲内で利用者と提供者の調整を実施しているため、利用者、提供者の多種多様なニーズに対応できない。



- ・地域に密着した調整役を配置し、支え合いの理念(ガイドライン)に基づいて柔軟なマッチングができるようにする。
- ・市民の調整役を養成し、各地域の実情に応じた支え合いを推進。

介護予防事業
公共施設での分野別かつクール制の教室開催が多く、限られた人しか事業に参加できない。また、利用者が受動的になりがちで地域での自発的な健康づくりにつながらない。



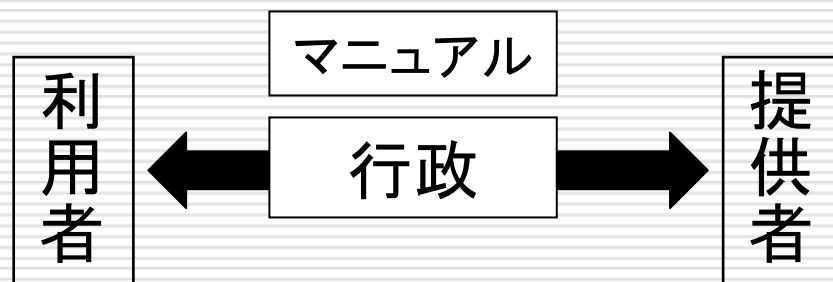
- ・地域サロン等に運動講師を派遣し、地域での主体的な介護予防活動を掘り起こすとともに、事業者の創意工夫を活かした介護予防教室を支援。
- ・行政による介護予防教室は、週1回常設とし複合的なプログラムを実施。

【総合事業 H29.3~】

ワンコインサービスの改善

(効果的・効率的な介護予防教室への改善)

現在



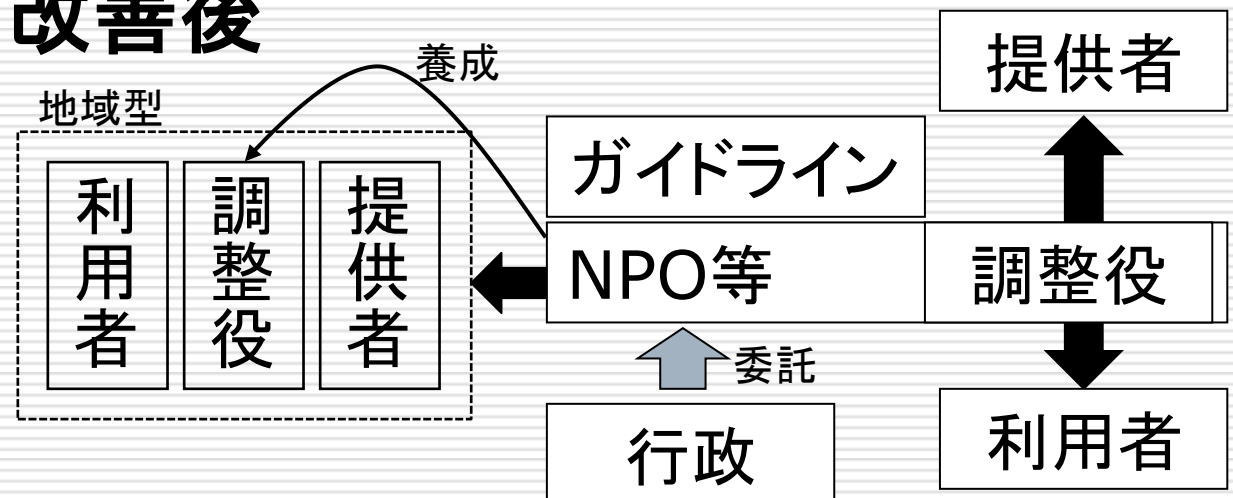
【行政主導型】

- ・行政が制度の範囲内で運用
- ・行政が利用者と提供者の調整を実施



- ・制度の範疇を超えた多種多様なニーズに応えられない。
- ・提供者側としても限られた方に絞られてしまう。

改善後



【地域共生型】

- ・NPO等が地域の支え合いの理念(ガイドライン)のもと、柔軟な制度で運用
- ・地域内での調整役を養成し、地域の実情に応じた支え合いを実現

【総合事業 H29.3~】

介護予防教室の改善

(効果的・効率的な介護予防教室への改善)

【現状】

【参加者が限られている】

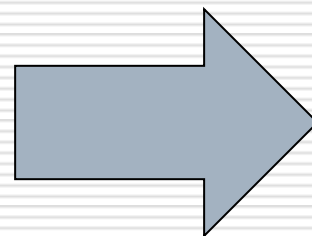
・介護予防事業分野ごとの開催で参加率が悪い。

転倒予防教室、口腔ケア教室、栄養改善教室、回想法教室等

・クール制になっており、途中からの参加ができない。

【主体性を育てていない】

・受講者の健康づくりへの主体性を育むのが難しく、教室終了後の維持・継続ができない。



【改善方針】

【週1回の継続的な開催とし、複合的プログラムを実施する】

・公共施設(福祉の家)の各部屋を活用して週1回実施する形とし、複合的なプログラムを組んで、より市民が参加しやすい形とする。

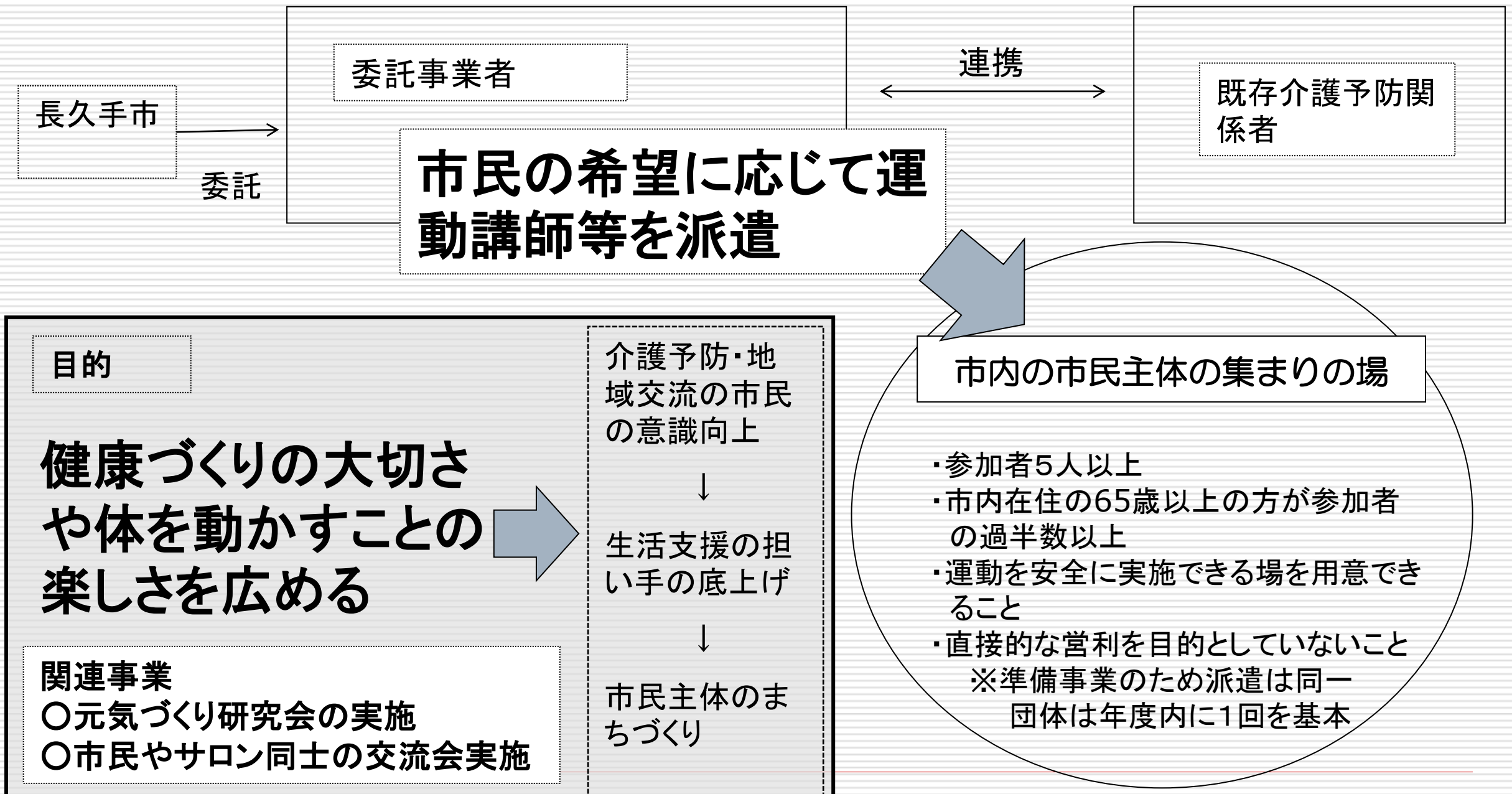
【市民ボランティアと協働する】

・専門職から参加者への一方通行ではなく、そこに市民ボランティアが加わり、専門職—市民ボランティア—参加者の相互交流を図り、主体性を育む。

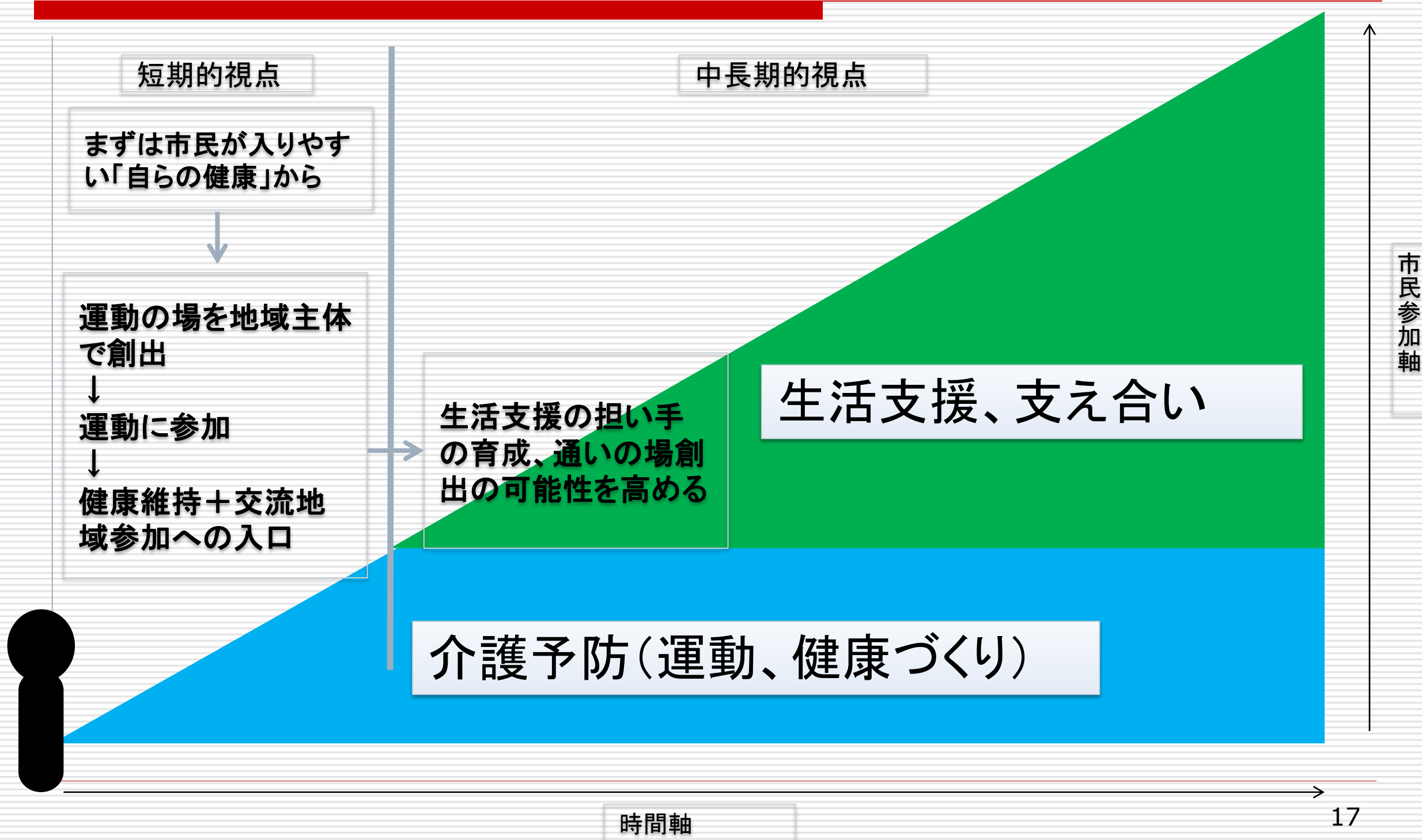
【総合事業の準備事業 H28.12~】

地域いきいきライフ普及啓発(どこでもいきいき運動教室)

(市民主体の介護予防活動等の普及)



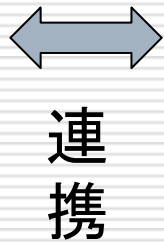
短期的視点と中長期的視点



3 皆様へのご提案事項

皆様の事業所等で、介護予防教室を実施しませんか(28年度は試行)

長久手市



介護事業者等

事業者の創意工夫等を生かし、事業所の地域交流スペース等において、専門職による介護予防教室を開催。市は、広報活動や講師派遣において協力を行う。

- 【参加対象者】市内在住の高齢者を半数以上（介護保険利用者は除く）含むこと
- 【利用者負担】無料とすること
- 【従事者】事業所に従事する専門職、または市から運動講師を派遣（いきいきライフ普及啓発事業）
- 【その他】会場は市内とし、事業を円滑かつ安全に実施できるスペースを事業者が用意すること。

目的

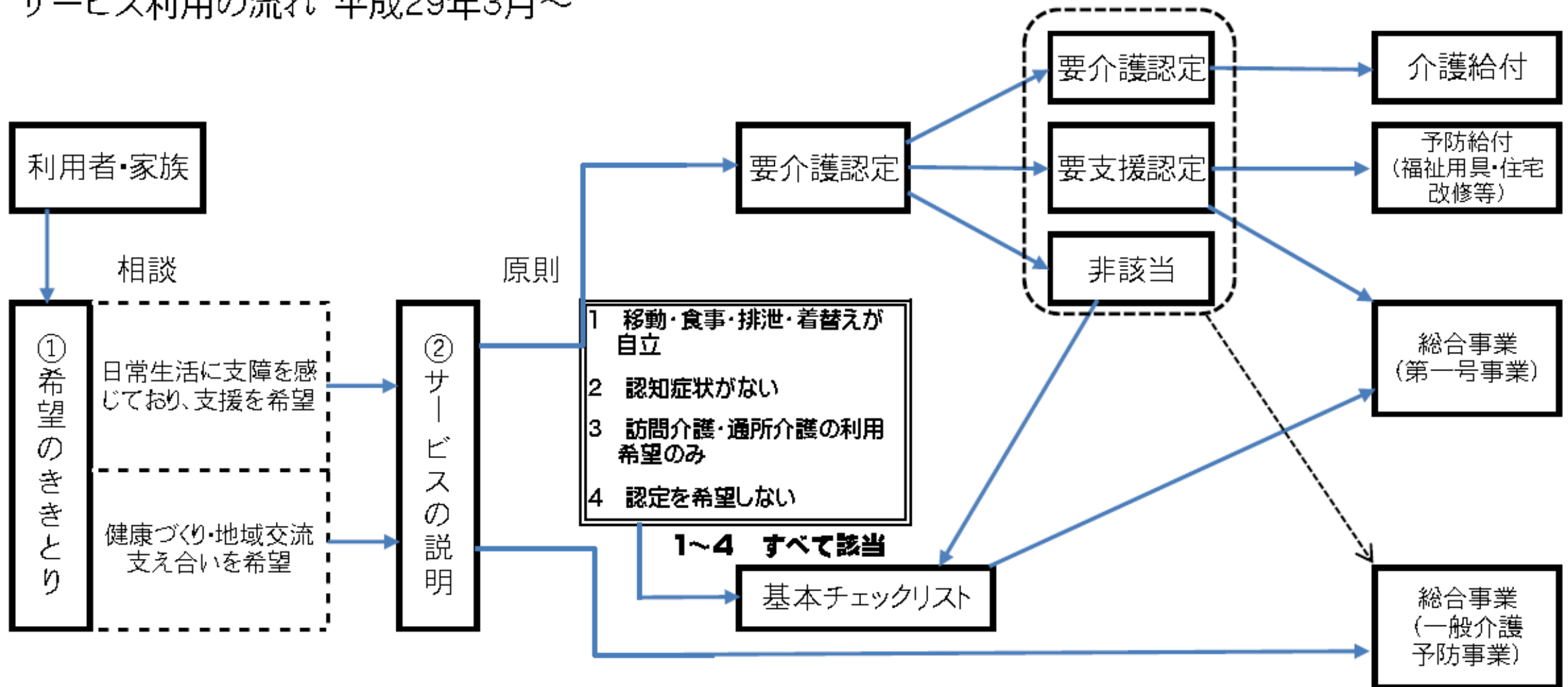
地域で貴重な人材である専門職を抱え、重要な地域資源である介護事業者等の意欲や創意工夫を生かして、地域での介護予防活動の場を形成を支援することで、地域に住む高齢者等の生きがいや健康づくりを図るとともに、地域と事業者等の円滑な関係づくりを推進する。

※試行事業をふまえ、29年度の本実施にむけた事業設計を進めます。

4 介護予防・生活支援サービス (第一号事業)の利用

介護保険及び総合事業の利用の流れ (介護保険の認定を受けていない人)

サービス利用の流れ 平成29年3月～



総合事業開始後の 要支援認定者の認定更新の方針

① 要支援1・2でサービス利用なしの方

- 必要となったときは、基本チェックリスト該当により、すぐにデイサービス・ヘルパーが利用できるようになるため、更新申請は不要。

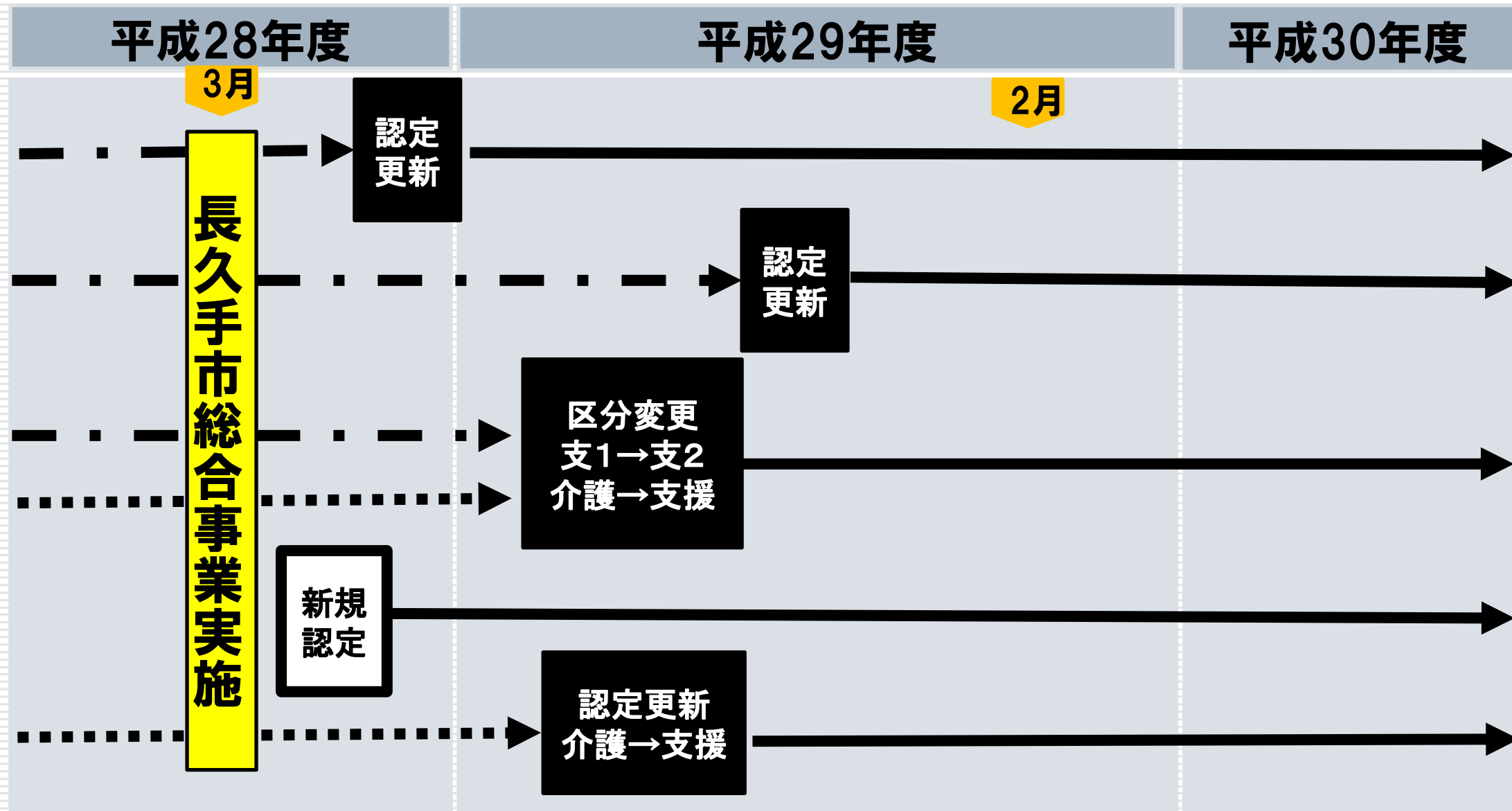
② 要支援1・2でデイ・ヘルパー利用のみの方

- デイサービス・ヘルパー利用のみで安定している方については、更新申請不要で基本チェックリスト実施のみで継続して利用可能。
- 介護保険サービス利用の際は、必要に応じて新規申請により対応可能。
- 状態が不安定で、喫緊に介護保険サービスが必要と見込まれる場合は、更新申請が適当。

総合事業移行後の要支援認定者について、更新時期には十分に趣旨を説明をし、更新申請をするかどうかの判断を求めてください。

総合事業への移行のタイミング

- . ▶ 予防給付
- ▶ 総合事業
-▶ 介護給付



事業対象者の有効期間について

事業対象者の有効期間	
一般高齢者⇒事業対象者	基本チェックリスト実施日から1年間
要支援者⇒事業対象者	要支援の有効期間終了日の次の日から1年間
事業対象者⇒要支援（要介護）者	要支援（要介護）新規申請日の前日まで

5 介護予防・生活支援サービス の基準と指定 (現行相当サービス)

現行相当サービスについて

①内容について

介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同一の内容。

事業所の**指定基準、報酬、加算等は介護予防と同一**。

請求方法は、国保連合会を経由することに変更はないが、**請求コードが総合事業専用のもの**となる。

②指定申請について

みなし指定(次頁参考)を受けた事業所は申請不要。それ以外の事業所は、総合事業を開始した市町村の利用者に対しサービスを提供する場合は、利用者の保険者である市町村からの総合事業サービス事業所として新規指定を受ける必要がある。

みなし指定について

①みなし指定について

みなし指定とは、平成27年3月31日までに介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けている事業所に対し、総合事業における旧介護予防訪問介護・通所介護と同一の内容のサービスを提供する事業所として、全国の市町村が平成27年4月1日に指定したとみなす規定。(医療確保推進法附則第13条) によって総合事業の新規指定申請は不要、その効力は全市に及ぶ。

②みなし指定の有効期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

* みなし指定を受けた事業者について、平成30年4月以降も事業を継続する場合は、利用者の保険者である市町村から総合事業サービス事業所として新規指定を受ける必要がある。

事業ごとの指定申請について

①平成27年3月31日時点[＊]で県の指定を受けている指定介護予防サービス事業所

事業所	長久手市への申請	サービス種類コード
介護予防訪問介護 (現行の訪問介護相当)	不要(みなし)	A1(訪問)
介護予防通所介護 (現行の通所介護相当)	不要(みなし)	A5(通所)

②平成27年4月1日以降[＊]に県の指定を受けた指定介護予防サービス事業所

事業所	長久手市への申請	サービス種類コード
介護予防訪問介護 (現行の訪問介護相当)	必要	A2(訪問)
介護予防通所介護 (現行の通所介護相当)	必要	A6(通所)

※ A1、A5は全国統一単価のみなしサービス、A2、A6は現行相当として長久手市が設定した単価のサービス。

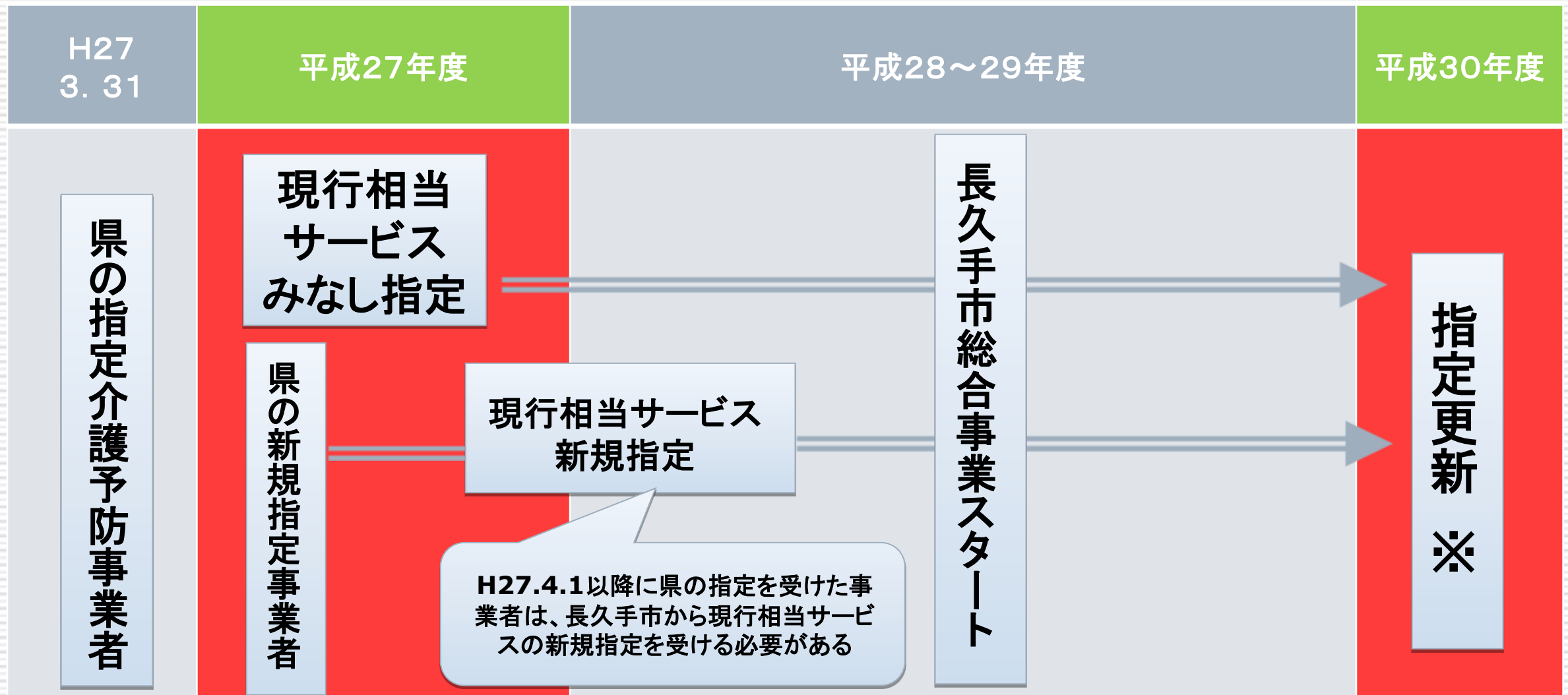
みなし期間におけるサービス提供について

被保険者	総合事業開始時期	事業所所在地	みなし指定期間 (H30年3月まで)	みなし期間満了後(平成30年4月)所在地 で指定更新した場合
長久手市	平成29年3月	長久手市	H29. 2まで 予防給付として提供 H29. 3以降 順次総合事業として	総合事業として 提供可能
		他市町村	H29. 2まで 予防給付として提供 H29. 3以降 順次総合事業として	長久手市に申請 し指定された場 合は、総合事業と して提供可能

※ みなし指定の期間満了後は、利用者の保険者ごとに指定を受ける必要があります。

事業者指定の流れ

介護予防通所・訪問事業
(現行相当サービス総合事業)



※長久手市は当初の指定期限を平成29年度末とします。平成29年度中に指定更新の勧奨通知を送付予定ですので、速やかに手続きを行ってください。

指定の種類について

平成30年3月までは、事業所指定は3種類存在することになります。

総合事業開始後に指定内容等の変更があった場合は、それぞれの指定権者に変更届を提出する必要があることに注意してください。

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者
介護給付	訪問介護 通所介護 地域密着型通所介護	指定訪問介護の指定 指定通所介護の指定 指定地域密着型通所介護の指定	愛知県(名古屋市) 愛知県(名古屋市) 長久手市
予防給付	介護予防訪問介護 介護予防通所介護	指定介護予防訪問介護の指定 指定介護予防通所介護の指定	愛知県(名古屋市)
総合事業	介護予防訪問・通所サービス (現行相当サービス)	総合事業サービス事業者の指定	長久手市 (利用者の保険者)

事業者と利用者の契約等について

指定事業者は、利用者の総合事業移行に伴い、利用者に対して現行の予防給付等と同様に、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得た上でサービス提供してください。

利用者	契約書	重要事項説明書
既利用者(要支援者)	再契約	(再)同意
新規(要支援者・事業対象者)	新規契約	同意

※ 現在のサービス提供にかかる契約は「介護予防訪問(通所)介護の提供」に係る事項のため、総合事業には適用されません。そのため、総合事業移行により一部文言の変更は必要です。

※ 更新のタイミングで契約書、同意書を取り直すことをお勧めします。方法は、事業名を変更した契約書を取り直すか、読み替えの同意を取る等が考えられます。(次頁参考)

(参考)契約書・同意書の修正例

方法① サービス名称の変更

- ・介護予防訪問介護 → 第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)
- ・介護予防通所介護 → 第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)

方法② 契約条項の読み替え条文

(介護予防・日常生活支援総合事業の際の読み替え)

第●条 利用者の保険者である市町村が介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を実施する場合には、本契約に「介護予防訪問(通所)介護」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第83号)」第5条による改正前の法における介護予防訪問(通所)介護に相当するサービスとして、総合事業において実施される訪問型(通所型)サービスと読み替えるものとする。

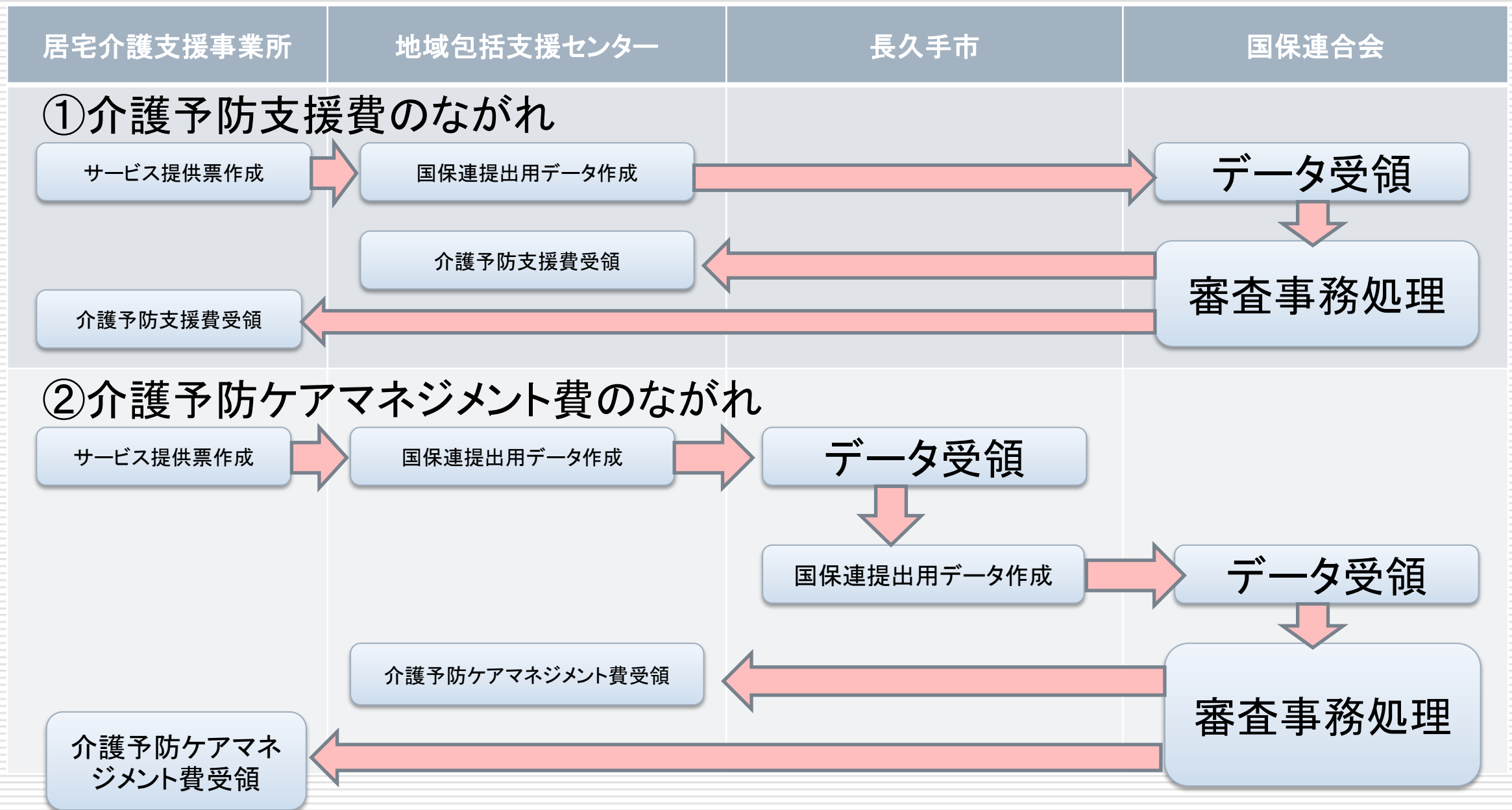
6 介護予防ケアマネジメントについて

介護予防支援と介護予防ケアマネジメント

利用者区分	利用サービス	プラン費請求	コード	請求先
事業対象者	事業のみ (訪問サービス・通所サービスのみ)	介護予防ケアマネジメント費	AF	長久手市 ※
要支援1 または 要支援2	予防給付のみ	介護予防支援費	46	国保連合会
	予防給付と 訪問サービスの併用			
	予防給付と 通所サービスの併用			
	事業のみ (訪問サービス・通所サービスのみ)	介護予防ケアマネジメント費	AF	長久手市 ※

- ※ 予防給付のサービスを一つでも使っている場合は、介護予防支援費。事業のみは介護予防ケアマネジメント費です。月ごとに変わる可能性があります。
- ※ 事業のみ利用する人の介護予防ケアマネジメント費については、請求ルートが異なります。
- ※ 介護予防ケアマネジメントの自己作成は不可とします。

プラン代請求の流れについて



介護予防ケアマネジメント類型について

国からは、3類型が示されていますが、本市では当初は下記を実施します。

国が示す類型	対象	内容
ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	現行相当サービス	現行と同じ

※ 居宅介護支援事業所へ委託できるのは、下記のような場合です。

- ・ 既に委託を受けている要支援認定者。
- ・ 既に委託を受けている要支援認定者が認定有効期間中に更新申請をせず、チェックリストで事業対象者となった場合。
- ・ 新規要支援認定者または事業対象者で、初回のケアマネジメントを地域包括支援センターが実施し、1クール(概ね3か月)終了後。

利用者負担額と区分支給限度額

サービス	負担割合
現行相当サービス(訪問・通所)	1割負担 (一定以上所得者は 2割負担)

国保連経由
のサービスは
介護給付と
同じ負担割合
とします。

利用者区分	支給限度額
事業対象者	5,003単位
要支援1	5,003単位
要支援2	10,473単位

認定申請中のサービス利用と費用の関係

利用サービス	請求区分	非該当 (事業対象者)	要支援	要介護	
				申請日に遡って要介護とする場合	認定日前日まで事業対象者とする場合
給付のみ	給付サービス費	全額自己負担	○	○	—
	プラン代	○ AF	○ 46	○ 43	—
給付+事業	給付サービス費	全額自己負担	○	○	全額自己負担
	サービス事業費	○	○	全額自己負担	○
	プラン代	○ AF	○ 46	○ 43	○ AF
事業のみ	サービス事業費	○	○	—	○
	プラン代	○ AF	○ AF	—	○ AF

◆ AF:介護予防ケアマネジメント、43:居宅介護支援、46:介護予防支援 ◆

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」P112、113「(11)サービス利用開始又は認定更新時期における費用負担」平成27年3月31日付「介護保険最新情報vol.450介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案Q&A」問4

介護予防ケアマネジメントの届出のタイミング

届出のタイミング	介護予防サービス計画作成 ・ケアマネジメント依頼届	理由
要介護→要支援 (介護給付利用→予防給付利用)	必要	計画作成を居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ変更するため
要介護→要支援・事業対象者 (介護給付利用→サービス事業のみ利用)	必要	計画作成を居宅介護支援事業所から地域包括支援センターへ変更するため
要支援→要支援 (予防給付→サービス事業のみ利用)	※不要	計画作成は地域包括支援センターで変更がないため
認定更新せず (要支援者→事業対象者)	必要	要支援から事業対象者として登録するため
地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へケアマネジメントを委託した場合	必要	委託先の居宅介護支援事業所を登録するため

※届出を省略できることとなっており、長久手市は不要として扱う予定
 平成27年1月9日付「介護保険最新情報vol.411介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案Q&A」第4問6

総合事業の介護予防ケアマネジメントについて

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御中
← 厚生労働省 老健局振興課

介護保険最新情報

今回の内容

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について
計97枚（本紙を除く）

Vol.484

平成27年6月5日

厚生労働省老健局振興課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3982、3986)
FAX：03-3505-7894

詳細は下記よりご確認ください。

平成27年6月5日付け
介護保険最新情報 Vol.484

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>
（WAMNET ワムネットよりダウンロードできます。）

7 総合事業サービス費用の請求について

現行相当(国基準)サービスの地域単価について

同じ現行相当サービスでも、みなしと新規指定では地域単価の考え方が異なります。
 みなしは事業所所在地の単価となりますが、新規指定は長久手市指定のサービスとなるため、長久手市の地域単価となります。請求の際、地域区分の設定に注意してください。

区分	事業所区分	サービスコード	級地区分	3級地 名古屋	6級地 刈谷、豊田、 みよし	7級地 長久手市、 東郷、日進、 豊明
訪問	現行相当(みなし)	A1	事業所所在地の地域区分	11.05 円	10.42 円	10.21 円
	現行相当(新規指定) ※H27.4月以降指定事業者	A2	長久手市 (利用者の保険者)	—	—	10.21 円
通所	現行相当(みなし)	A5	事業所所在地の地域区分	10.68 円	10.27 円	10.14 円
	現行相当(新規指定) ※H27.4月以降指定事業者	A6	長久手市 (利用者の保険者)	—	—	10.14 円

介護予防ケアマネジメント費

利用者区分	単位数	1単位の単価 (長久手市)
介護予防ケアマネジメント費A	1月あたり 430単位	7級地 10.21円
初回加算	300単位	

※介護予防支援費については、従来どおりです。

1つでも介護予防給付サービスの利用がある月は介護予防支援費を請求しますが、ない場合は介護予防ケアマネジメント費を請求することとなります。

同一の方であっても、例えば福祉用具貸与を開始・中止することで、月によって介護予防支援費となったり、介護予防ケアマネジメント費となったりする可能性があります。

要介護認定に係る有効期間の見直しについて

総合事業を実施する市町村は、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を一律に原則12か月、上限24か月に延長することが認められています。長久手市は、有効期間の開始が平成29年3月1日以降の方から、更新について原則一律24か月を適用します。

申請区分		今まで		これから	
		原則	可能な設定	原則	可能な設定
新規申請		6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月
区分変更申請		6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月
更新申請	支援→支援	12か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	支援→介護	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	介護→支援	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	介護→介護	12か月	3か月～24か月	12か月	3か月～24か月

※ 転居の場合は、従来どおり、新規申請の取扱い。転入先市町村で定める有効期限は、6か月(月途中の申請は、その月の月末まで+6か月間)を基本とし、3か月から12か月間の範囲で設定されます。

今後の予定

平成28年12月12日	事業者説明会
12月中旬	平成29年2月認定有効期間終了者 更新申請受付
	要支援者→サービス事業対象者への対応開始
平成29年 2月中	総合事業事業者指定 現行相当サービス(みなし以外) サービスコード等HPにて公表
3月1日	総合事業開始
4月10日	3月分サービス請求期限

お問い合わせ先

**長久手市福祉部長寿課
地域支援係・介護保険係**

TEL:0561-63-1111 FAX:0561-63-2100

E-mail:chouju@city.nagakute.lg.jp

住所:長久手市岩作城の内60-1

ご清聴ありがとうございました